

この条例は、  
このような考え方で制定されました。

森林の公益的機能(水源のかん養、自然環境の保全など)の低下や、閉鎖性水域の富栄養化に伴う水質の汚濁など、本県の森、川、海を取巻く環境問題が発生することが懸念されており、これを未然に防止する必要があります。

また、県民、事業者の方々などの各主体や、上流地域・下流地域の住民の方々の協働による水と緑の保全活動が行われてきており、このような活動を一層活発にするとともに、全県に広げていくことが求められています。

このような背景の中で、ふるさとの森と川と海を次の世代に引き継いでいくため、それぞれの流域(地域)において、県民、事業者、民間団体等の方々と、県や市町村、国がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力して、健全な水の循環を確保し、本県の水と緑を守り育てることを目指します。



この条例は、  
このような考え方で進めます。

その1 健全な水循環の確保に向けた取組みは、森から川を経て海に至る「流域」を単位として進めます。〔流域ごとの取組〕

その2 健全な水循環の確保に向けた取組みは、県民、事業者、民間団体、行政機関などのあらゆる主体が、それぞれの役割を分担しながら、連携・協力して進めます。〔各主体の協働取組み〕



### ふるさとの森と川と海の月間 7/7-8/7

この条例に基づいて、毎年7月7日から8月7日を「ふるさとの森と川と海の月間」と定めました。県民の関心と理解を深め、森と川と海を守り育てる活動への積極的な参加を促進するため、この期間、集中的にイベントなどの普及啓発事業を実施していきます。

## 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例はこのような内容になっています。

目的

現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保

流域における環境保全上健全な水循環の確保

### 森林に関する施策

- 県民等の参加による整備、保全
- 自然環境の再生に向けた整備
- 多様で健全な森林の整備、保全
- 森林資源の循環的な利用



### 流域における県民、事業者、行政等の協働による取組み

- 流域基本計画の策定(意見、提案)
- 流域ごとの施策の推進体制の整備
- 流域全体の施策の評価

### 河川等に関する施策

- 県民等の参加による整備、保全
- 自然環境と調和した整備、保全
- 水に触れあうことのできる整備、保全

### 海岸等に関する施策

- 県民等の参加による整備、保全
- 自然環境と調和した整備、保全
- 沿岸海域の干潟、藻場の保全

### 水質汚濁の未然防止に関する施策

- 閉鎖性水域における富栄養化の防止
- 流域の特性に応じた水質汚濁物質の排出抑制
- 水質汚濁を未然に防止するための調査研究